

【建設部関係】

議案第 60 号 令和 7 年度伊豆市水道事業会計決算の認定について

(補足説明) なし

(質 疑)

Q 説明資料の 212 ページ、ここに小川橋の移設工事費が出ていますが、これ、他会計ということなので一般会計から出ているのですが、一般会計から出した経緯が分からないものですから、それを教えていただきたいのと、職員が 1 名増えている説明もお願いします。

A まず 1 点目の小川橋関係の工事ですけれども、建設課で行っている小川橋の長寿命化工事の関連になります。その工事を行うに当たり、小川橋の下に上水道管、下水道管、それから白岩の湯に行っている温泉管、その 3 本が架設されてまして、それが工事の関係で支障になるということで今回、合わせて布設替えを行ったという形になります。そのうちのこちらの受託工事費に関しましては、温泉について一般会計から、下水道については下水道会計からそれぞれ負担をしていただいたという形になります。上水道管につきましてはこの前も説明したとおり 220 ページ、資本的支出の建設改良費のところで、上水道管分ということで、工事としては一本で処理をさせてもらったのですが、会計上は、水道会計の資産に関わる部分と、それ以外の部分で、整理させてもらっております。それから、職員の増加についてですが、令和 6 年度までは、温泉事業会計も、上下水道課でやっておりました。そちらで 2 名の職員を負担しておりました。そちらが、御承知のとおり PFI で民間にやっただくことで、本来であれば 2 名減であると思うのですが、やはり上下水道課も職員の不足で、上水道 1 名、下水道 1 名を温泉会計で負担していた分を、それぞれの事業で負担しています。

Q 最初の質問分かりました。職員の配置の関係なんですけど、1 名ずつ増えたということで、これで何とか回していけるんでしょうか。

A はいその辺りですけれども規模にもよりますが正直まだ不足というのは、個人的にちょっと感じている部分です。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手多数 原案可決

議案第 61 号 令和 7 年度伊豆市下水道事業会計決算の認定について

(補足説明) なし

(質 疑)

Q 説明資料の 224 ページ、管渠費の関係で確認させてください。中継ポンプ場の点検工事とか、道路の補修工事が前年に比べてかなり増加してるものですから、その説明をお願いします。

A 去年 750 万円ほどに対して今年度 3,400 万円で、経年劣化的な部分などありましたので、急遽やることになったこと。それから、道路の舗装補修ですけども、近年、地盤沈下などの課題が多く、積極的に改修を進めてきた結果となっております。

Q 中継ポンプは、市内にはたくさんあるわけでしょ。そこが経年劣化のために、本当は定期的に変えていくのかもしれませんが、劣化がひどくて変えたということでもいいのですか。

A 中継ポンプ場は、大きなものと、例えば、土肥は松原公園の中にポンプ場があり、そこから処理場へつながっています。それから、市役所本庁のところにも、加殿から持ってきてそれを湯川橋のほうへ持っていくための中継ポンプ場があります。そういうところの、例えば水位計とか、そういう計装類の補修的なものを管渠費で負担しており、大きく新たに物を造るとか、取り替えるとか、資産に関わる部分は、別途、後ろの資本的支出の工事で対応させてもらっております。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手多数 原案可決

議案第 69 号 令和 7 年度伊豆市一般会計補正予算（第 4 回） 【所管科目】

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(委員外議員) なし

（補足説明）なし

（質 疑）

Q 補正予算ですけど、物価高騰対策に係る水道料金の基本料金の減免のための一般会計繰入金が増がありますけど、再三減免をやってくれたんですけど、上程の経緯とか、減免による効果をどう考えているのかと、そのアセットマネジメントの 410 万円とか減免に係るシステム改修、この辺についてもう少し説明をお願いします。

A 減免に至る経緯ですけども、6 月議会で、料金改定を認めいただき、30%設定があります。社会情勢的にも、非常に物価高騰等が厳しい状況もあり、今回、一請求分に限りですけども、対応をさせていただくこととしております。それから、支出に関わりますアセットマネジメントの関係ですけども、今までの水道料金は、料金だけではなく、国のお金が活用できればということだったのですが、補助の採択要件といたしまして、そもそもの水道料金について安過ぎるのではないかと、そこはまず、国の補助を申請する前に、経営努力をしなければいけないのではないのかというところが一つ目のハードルとしてあります。そちらは今回の料金改定で、経営努力はしていますと説明がつきます。もう 1 点として、今後の施設の老朽化等が進むので、施設の更新計画、これがアセットマネジメント計画です。一度は計画を立ててはいますが、年数が経っているので、改め修正をするために、今回、委託業務の費用を上げさせていただきました。それをやることによりまして、令和 9 年度以降国庫補助の採択要件を全てクリアすることができ、現在、管路の布設替え等もしておりますけども、国庫補助金の活用ができることを予定しております。

Q もうひとつ、システム改修はどういうシステムを改修するのかと、今の説明によると、やはり 6 月に金額を上げたことによって、国の予算もついたものですから、少しだけ減免させて、市民の負担を減らすという考えで、システムを改修するのですか。

A システムの改修は、減免に伴うシステムの改修で、本来であれば基本料金を取るところ、基本料金を取らない設定にします。それから、対象としてまだここの部分は、今、調整はしてるんですけども、国庫補助を受けるのに、例えば公共施設の水道料金や県、国の施設も含め、そういう施設も減免することが適正なのかどうかと

ということで、その辺のすみ分けをするのにもシステム改修が必要で、今回、計上しております。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(採 決) 挙手多数 原案可決

議案第 73 号 令和 8 年度伊豆市下水道事業会計補正予算 (第 1 回)
--

(補足説明) なし

(質 疑)

Q 接続率とか利用率をよく確認させてもらうのですが、現行の数字と補正予算のどのぐらいの目標で数字を上げていこうという計画があるのかなのか、お伺いします。

A 今回の補正予算ですけれども、6月の料金改定をいたしまして、その増額分を計上しているだけの補正となっております。特に接続率などの改善については、今回の補正には盛り込んでおりません。ただ、こちらの増額した分の費用の使い道として、こちらに書いてあるとおり、修繕工事、主に、経営が厳しい状況で、先送りをしておりました工事等があるものですから、そちらへ充てる予定とさせていただき、下水道の快適さを求めることとあわせて、最終的に接続率の向上につながればいいと考えております。

(委員外議員)

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手多数 原案可決

議案第 76 号 伊豆市水道事業会計建設改良積立金の目的外使用について

(補足説明) なし

(質 疑)

Q ちょっと説明だけじゃ分からないものですから、もう少し詳しく説明してください。地方公営企業法の施行を含めた詳細な説明。法律に基づいて目的外ということなので、そもそも入り口が分からないのと、料金改定後に経営改善の効果が、決算

書に反映されるということで、市民に対しても分かりやすくなったということですが、この建設改良積立金は、例えば、令和7年度の特別会計決算書だったら、どの部分に記載されて、今後どのようになるのかをもう少し詳しく説明してください。

- A 1 番最初の入り口の部分は、「地方公営企業法施行令第24条第2項の規定により」という部分ですが、積立金は建設改良積立金や減債積立金がありますが、議会の承認を得て積立てをさせていただいております。したがって、今回取り崩すのには、改めて議会の承認を得るため、今回の上程となっております。そのあとですけれども、特別会計決算書の71ページになります。並行して、議案書の177ページも交互に使えるようにしてください。特別会計決算書の貸借対照表の資本の部になります。その8番剰余金、(2)利益剰余金で、こちらに減債積立金が2億5,000万円ほど、利益積立金はゼロ、建設改良積立金が5億1,000万円ほど積立っております。その下に当年度未処分利益欠損金となっておりますけれども、黒字利益が出た場合は、ここに未処理利益剰余金がありまして、そちらを議会の承認を得て各種積立てへ進んでいくことになります。今回は、ここ3年ほど赤字が続いていまして、その下の当年度未処分欠損金が積み上がっている状態となっており、現在1億5,800万円ほどの赤字が累積している状況です。6月定例会で料金改定が承認され、今後、経営改善が見込まれることとなりました。ただ、一気に1億5,000万円の黒字になるかといえば、とてもそれは厳しいと思います。例えば、令和8年度に5,000万円の黒字が出たとしても、まずは未処理欠損金1億5,800万円を5,000万円消し込んでいく形となりまして、令和8年度の決算も最終的に1億円の赤字になってしまうような状況となってしまいます。これでは今回の料金改定の効果が見えにくいものですから、今回の議案を見ていただきますと、1番が、令和7年度末残高、5億161万2,891円。こちらが、貸借対照表の建設改良積立金の現在の残高となります。その中から今回の未処理欠損金となっております。1億5,812万5,156円を取崩して建設改良積立金の金額が3億4,300万円余りになります。これを帳簿上相殺させてもらい、最終的な合計金額は変わらないことになっております。また、これと対比します現金も全く動きがない状況で、議会の承認を得て積立てたものを、本来目的のために使うのであれば、議会の承認は必要はないので、すけれども、建設改良積立金を本来の目的の建設工事のために使うのではなく、未処理欠損金を相殺するために使うということで、改めて議会の承認をいただくため、今回上

程をさせていただきました。

Q よく分かりました。最後確認ですけど、6月定例会のときにも、このまま料金を値上げしないと、余剰のお金がなくなって本当に赤字になってしまう、その金額が、令和7年度末の5億円ということで、料金を改定しなければ食い潰して行くのを、料金改定することによって、ここの部分の減少に歯止めがかかるという解釈でいいのですか。

A そのとおりです。ここに改めて未処分利益剰余金として黒字が出まして、そちらはまた議会の承認を得て、積立金として増えていくようにしております。

Q 下水道事業に関してはどうなのでしょう。

A 下水道は、後ほど見ていただければ構いませんが、101ページに同じく利益剰余金を記載しております。ただし、こちらについては、全てゼロで、下水道自体は経営が厳しく、未処理欠損金のみで積立金がないものですから、本来であれば同じ処理ができればよかったのですが、積立金がないため、今回は上水道のみとさせてもらっております。ページは、101ページを後ほど御覧ください。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手多数 原案可決

【産業部関係】

議案第 69 号 令和 8 年度伊豆市一般会計補正予算（第 4 回）	【所管科目】
------------------------------------	--------

(補足説明) なし

(質 疑)

Q 達磨山の観光施設に係る測量と、分筆登記の金額が 420 万円出ていますので、レストハウスとかロッジとかキャンプ場があるのですが、また建物は売却して、土地は売らないということで、そういう場合にどの程度まで測量するのかを、もう一度説明願います

A 測量は官行造林の測量ということで、まず官行造林の契約を全体の林地をしていきますので、それを今回、達磨山の観光施設がある部分を測量して、その部分を国か

ら返してもらうことになるので、その部分だけの測量になっています。赤道は、赤道の部分の測量になります。

Q そもそも官行造林がよくわからないので、その説明からお願いします。

A 官行造林につきましては、修善寺町の時代から林野庁と官行造林の契約をしまして、そこに林野庁がスギやヒノキを植林して、育てて管理していました。そこを貸してまして、その部分に達磨山のレストハウスの部分が入ってましたので、その部分を返してもらう契約をしたいので、その部分を測量します。

(委員外議員) なし

(討議、討論、採決) 建設部、総合政策部及び総務部所管分と併せて行う。

議案第 74 号 公共施設資料長等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について〔所管条例〕
--

(補足説明) なし

(質 疑)

Q 大枠で指定管理がほとんどなものですから、観光施設の指定管理者とどういう協議をしてここに上限を決めたかということで、何かしら統一的な算定基準というのがあったのかということと、上限を決めた経緯について、伺います。17 施設は、指定管理者が設定できる料金の上限ということなので、市と協議して決定するので、事業者が勝手にいつから幾らにすることはできずに、あくまでも両方で協議をしながら、金額を決めることの了解を得ながら進めていくということによろしいでしょうか。

A 指定管理者との関係につきましては、指定管理者と経費の部分は相談しながら算定を進めました。庁内の全体で出す算出方法につきましては、一律になっていますので、その部分では、特に指定管理者に何かを委ねるようなことはなく、最終的に、今回改定する料金は上限になりますので、最終的には指定管理者との協議によって、どこまで上げるかなどの改定後の料金については、話しをしております。

Q 来年の4月1日で値上げをするということですので、周知の期間もとらなければいけないと思いますので、最終的な条件だけ決めて、具体的に駐車場料金が1,200円から1,300円になるなどは、いつ頃までに決定して市民に周知していくのですか。市民だけが使う施設ではないと思うのですけど。

A 施設との協議の中で、時期はまだ実際しっかり決めてはいないのですが、4月から

の料金について、どうするかという協議は進めていまして、上げる上げないということは、予定として、進めております。

Q 最終的に公表するのはいつになるのかということです。

A ある程度もう協議ができていますので、できるだけ早く表示するようにしたいと思います。時期は、どの施設がいつからといえないですけども、できるだけ早く周知しないと、皆さんからのクレームになりますので、しっかり周知させていただきたいと考えております。

Q 上限ということで決めていると思うのですが、ある程度利用額が上がってしまうと、利用者が減るのではないかとということも考慮して、この金額を設定していると思うのですが、その辺はどのように各施設と協議をしたのでしょうか。

A 施設の中でひとつ例を挙げますと、湯の国会館は、市民の利用がかなり多いです。市外が 58%で、市民が 42%ぐらいありますので、湯の国会館と協議してる中では、あまり料金を上げないで、市民は現在 440 円を 500 円ぐらいに上げさせていただいて、市外の方は千円。ほかの施設は、大体、改定の数字に上げるところが多いです。ほかの施設は、ほとんど市外の方が利用者ですので、そういったところで、基本的には経費がかかっている部分が多いので、値上げに舵を切っているところが多いです。

Q 農林水産課、中伊豆体験農園条例のところで、160 ページを見ますと、1 区画につき 1 万円以上上がるとなっていて、農場には機械などいろいろなものをお借りして使えてることは分かるのですが、素人からすると、これだけ上がるって高いのではないかと思うのですが、何でこのくらい上がるのかという検討はされたのでしょうか。

A 区画の金額が 1 万以上上がることですが、先ほどの説明でもしましたけれども、上限額ということで、設定は上げさせていただいておりますが、実際にいただく使用料金としましては、そこまで上げずに運営を考えております。

Q そこまで上がらないとは、どういうことでしょうか。

A 今回条例で設定させていただいた金額は、25,080 円としております。こちらは、消費税込みの額になります。現行料金は、1 区画 12,570 円で、設定をさせていただいておりますけれども、料金改定後の金額は、1 区画 16,000 円で設定するというところで、実際に市民の御利用も半数以上いますので、負担が少ない金額設定を指定管理者と協議をさせていただきまして、決定します。

Q それが生きがいで生き生きとされていらっしゃる方もいますので、しっかりと説明

をしていただきたいと思います。

(委員外議員) あり

(討議、討論、採決) 総務部所管分と併せて行う。

【総合政策部関係】

議案第 69 号 令和 8 年度伊豆市一般会計補正予算 (第 4 回)	【所管科目】
-------------------------------------	--------

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(討議、討論、採決) 建設部、総合政策部及び総務部所管分と併せて行う。

【総務部関係】

議案第 56 号 令和 7 年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
--

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手多数。原案可決。

議案第 69 号 令和 8 年度伊豆市一般会計補正予算 (第 4 回)	【所管科目】
-------------------------------------	--------

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(質 疑) なし

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手多数。原案可決。

議案第 74 号 公共施設資料長等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について〔所管条例〕

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(委員外議員) なし

(委員間討議) あり

(討 論) なし

(採 決) 挙手多数。原案可決。

その他

行政視察について